

第一章 徳川幕府の傳馬制度

第一節 概 説

慶長見聞集に曰く「武州は凡日本東西之中國にあたりと御定有て、江城日本橋を一里塚のもとに定め、三十六町を道一里につもり、是より東のはて、西のはて、五畿七道のこる所なく一里塚を築かせ給ふ。年久治世ならず、諸國亂れ邊土遠境の道せばく成處に、曲たる所をば見計、直につけ道をひろげ、牛馬のひづめのろうせざるやうに石をのぞき、大道の兩邊に松杉を植、小河をば悉橋を掛、大河をば舟橋を渡、日本國中民間往復の便りにそなへ給ふ事慶長九年也。萬人喜悅の思ひをふくみ、萬歳を願ひあへり、難有將軍國主の深恩末代迄もいかで是をあふがざらむ」と。慶長十八年 Captain John Saris の日本航海記には當時の道路状況に言及して次の如く裏書してゐる。即「……道路の大部分は驚くべく平坦にして、山を通過する部分は切り開かれたり。是れこの國の主たる道路にして、多くは砂及び小石にて成り一里毎に道の兩傍に二の小丘あり、その頂には松の木、(誤)を植ゑ、手を加へて亭の形をなせり、この標は人夫及び馬を貸す者が、一里大凡三ペニ以上の賃錢を取らざらんが爲に設けられたるものなり。道路は通行人多し。時々田圃及び田舎屋あり、又村あり、都會あり、川渡あり、又森あり、國の最愉快なる場所に佛即ち彼等の寺あり……」と。これらは實に徳川初期に於ける道路交通状況を示す貴重なる資料である。

然も戰國時代群雄の割據して以來、道路交通の施設は全く頽廢し、武田、上杉、北條、朝倉、長曾我部等の道路交通に對して熱心に心を砕いた大名の領分以外は全く文字通りの亂脈を呈してゐたのである。而して文献の傳ふる處に依れば徳川氏が戰亂以後の諸道を補修し、其の交通制度を完備したことは一切ではなく、我

國に於ける道路の今日あるは實に徳川氏の餘徳に負ふといふも過言ではない。偕、同時代に於ける道路交通の發達の跡に鑑みるに、其の政策中特筆すべきは道路改修の方面よりも、寧ろ驛傳政策にあつたのである。就中初代家康はこの方面に對して大なる注意を拂つた一人で、五街道を定め一里塚を設置した外に特に傳馬制度の完備を計つたのであつた。

こゝに極めて複雑な傳馬制度⁽¹⁾を略述することは寧ろ暴舉に近いかもしれないが、行論の順序として少しく其の概念に觸れよう。偕、傳馬制度中に主として吾人に現はれて來る術語は大體三つに分れる。その一は中央傳馬役所なる江戸兩傳馬町役所で、次で五街道各驛に見ゆる傳馬所、第三にこの間主要なる驛傳任務を遂行する機關、人馬及宿場役人としてである。この中央傳馬役所、傳馬宿、宿場役人及人馬などがあつて始めて一の傳馬制度の體系が成立する。今次に撰要集⁽²⁾の述ぶる江戸傳馬町傳馬役起立書を見るに次の如くである。

一、兩傳馬町、御國役御傳馬御用之儀、天正十八寅年、御入國之初、御城下寶田村に而御傳馬相勤申候處、慶長十一年、御造營有之、江戸町割之節、右村之儀所替に相成、其節より當場所江引移り、追々町家に罷成、御傳馬之御役相勤候に付村名相改、大傳馬町、南傳馬町と相唱來り候旨申傳候

但寶田村立跡之儀は當時吳服橋御門内之邊と申候

次に傳馬宿の一たる品川宿の由來を見るに、⁽³⁾

慶長六年正月、彦坂小刑部元正、大久保十兵衛長安、伊奈備前守忠次等、東海道御巡見の時、驛場に定められ、驛馬三十六疋を定額とし、五千坪の地子を免許せらる、此時歩行人夫の數も定められしなるべけれど、詳ならず、中略、寛永十七年、曾根源左衛門吉次、伊奈半十郎忠常巡見の時、傳馬數を増して百匹と定め、地子免許の地をも加へられ、都て一萬五千坪となる、又歩行人夫百人と定められし年代詳ならざれど、寛永十年の頃ならんと云云へり、今傳馬百疋は南北品川宿より出し、人夫百人は南北兩宿及步行新宿、南品川

の内、海晏、海雲、品川、長徳等四寺の門前町より出せり

以上の一例を以て見るも傳馬宿構成の概要を知ることが出來よう。然るに萬治二年以後は道中奉行を設置して路政一般を取締らしめたから、傳馬制度として前述の三者に尙この監督官たる驛傳官をも加へなければならぬ。次に、天保十一年の武鑑に記載せられたる道中傳馬役(中央)をみるに次の如くである。

上	十五日	御證文人馬當番	大傳馬丁	馬込勘ヶ由
下	十五日	賃傳馬當番	二丁目	
上	十五日	賃傳馬當番	南てんま丁	高野新右衛門
下	十五日	證文人馬當番	二丁目	
			南傳馬丁	小宮善右衛門
			三丁目	
江戸御傳馬役			小傳馬町	宮邊又四郎
			二丁目	

然して最後に述ぶべき人馬こそ、實に最も六ヶ敷き種々の問題を惹起したもので、傳馬制度と稱せば直ちに人馬のこととせられ、その取締の法令を以て該制度を云々したものゝ如くに考へらるゝに至つた所以である。通常この人馬を朱印人馬(證文人馬)と賃人馬とに分れてゐるが、こは人馬の正しき分類ではなくて便宜上より出でたものであつて正しき概念を得るには今しばらく考察を加へなければならぬ。私はこの人馬をば(一)身分による區別(二)駕量による區別の二とし、次の如く分類したのである。⁽⁴⁾

(一) 身分による區別

人馬	宿立	{ 無賃使用—御用及びこれに準ずるもの
		{ 御定賃錢使用—特權的使用 { 公用及びこれに準ずるもの
	綜	{ 相對賃錢使用—私的使用 { 身分によるもの(宮、公卿、諸侯、門跡等)及び御用の超過人馬
		{ 特權階級の一定額以上の人馬の私用
		{ 一般庶民の使用(武士を含む)

(二) 駕量による區別(然るに馬に就てはこれを駕量に依り區別し得)

a. 四十貫目内外の使用

b. 二十貫目内外の使用

c. 五貫目内外の使用

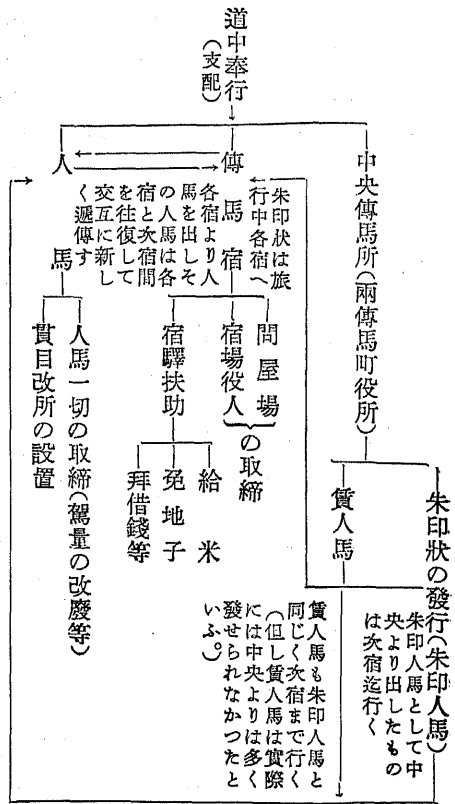
かくの如く人馬の實體は甚煩雜なるもので、その使用に際しては種々の弊害が生じたので、駕量に関する取締令は特に度々發せられたのであつた。

傳馬制度の四要素の關係を圖示すれば次の如くである。

即、傳馬制度に關して道中奉行は中央傳馬所、傳馬宿及人馬の三者を支配し、その一切の取締に任じてゐる。就中重要なるものは朱印狀の發行(中央傳馬所)、宿場役人の取締、宿驛の扶助(傳馬宿)及駕量の改廢(人馬)等である。尙他の三者の相互作用は圖示した如く、大に煩雜ではあるが結局、中央に傳馬所なるものがあつて朱印狀を發し、人馬の特殊使用を許可する。然してこの證書が各驛にも及び效力を生じ、順次遞送せしめるのである。

然して傳馬宿はこれらの人馬を出せばよいのであるが、實は種々

この間に不正が行はれた。又一方に於て、宿驛は幕府から扶助を受けてゐた。誠に、上圖を一見しても、ほゞ暗示される如くこの傳馬制度の實際なるものは決して秩序整然たるものではなくて、随分いかゞはしき事が行はれた。これは必しも道中奉行一人の手落ではなかつた。道中奉行の下には道中方たる補佐官があつた



のである。且、事實に於てその支配も限定せられてゐたから、道中奉行がこの傳馬制度に必ず數へらるべき一つの要素と見る事は或は出来ない場合も多々あるであらうが、その役割の大なること及びその存在が傳馬制度上本格的のものであつたといふ理由を以て私は上圖の如く體系を立て、見たのである。

以上で傳馬制度の概略を述べた心算なのであるが、以下に於て敘せんと欲する處は道中奉行及宿場役人の本質並に驛傳に關してである。即ち以上の蛇足はそれが該制度の體系中如何なる部分に存するかを先づ以て示した所以に外ならないのである。

借、宿驛に於ける役所の事を問屋といふのが一般の習せであつたが、これが如何なる理由に基くかを今少しく尋ぬるに、民間省要には次の如く誌されてある。

こゝに古、諸國に問丸といふものがあつて、國々津々浦々に至る迄商業を行つたのであつたが、この場合商量交易の事を問ふ、即上よりも問ひ下よりも問ふ事により、此問丸といふ名が生じたとせられてゐる。然して「尤官令所の其の一市にあらすして、何ぞ丸と云字を置べき、市中皆此處の令を聞て賣買の法を定む、當時是を呼んで問屋と云」とあり、即、所謂米穀、薪炭、縮綿、材木、銅鐵の類、その他諸種につき各々問屋があつて商賣の事を捌いたのであるが、諸道中にも亦五人馬の問屋があつて、往還人馬の事を決断したのであつた。實に道中の問屋こそ民間に於ける重要なる役柄であつた。然るに、世の中が段々變化して來て、今其の職に居るの人を選る事なく、兎に角人を悩ましても自己の利に走らんとするが如き人々を生ずるに至つたので、諸國の問屋を正し、この職につく人を駈と吟味し國家に不法なからしむるを要する次第となつた、とある。これが問屋の意義と語源である。

(1) 「日本交通史論」六六頁以下、榎畑雪湖「江戸時代の交通文化」二八〇頁以下、道路の改良第十二卷第八號九頁以下所載拙稿參照、「民間省要」中編卷之三「日本經濟叢書」卷之一、五三〇—五三一頁。

- (2) 「古事類苑」政治部四、一二八一頁。
 (3) 「新編武藏風土記稿」五四、荏原郡。
 (4) 道路の改良、第十二卷、第十號、二三頁以下所載の拙稿参照。

第二節 道中奉行及宿場役人の本質

1. 道中奉行とは何ぞや

既に述べしが如く、徳川幕府の路政は長所と共に短所を明確に吾人に知らしめて居るが、それは封建の勢が然らしめたものと解すべきであらう。抑々幕府の路政は其の根本方針を初代家康に見る事が出来る。勿論家康の路政は秀吉の主義を踏襲せるもの多く、後出御宿奉行もその一であるが、尙家康独自の綿密周到なる用意が存してゐる。即、家康が道路交通政策に腐心したことも一切ではないが、特に道路の改修に留意し、一里塚を造り、行旅者の便を計り、又駄賃錢を嚴重に規定して過當なからしめ、或は慶長十九年には御宿奉行として五味藤九郎を任じて往還道路の取締をなしたるが如きはこれである。而して、この御宿奉行こそ實に、徳川幕府が驛傳官を置いた起源とも見るべく、(吏徴別録には、大目付、寛永九年壬申十二月七日始置=四人=道中奉行兼帶下略。とあり。) 四代家綱の萬治二年七月に道中奉行が設置せられたのは、正にその完備である。然して道中奉行が慶應年間に至る迄引續いた處を見るも、相當の仕事をした事を察知する事が出来る。この道中奉行も上述の如く御宿奉行に起源してゐる以上、やはり家康の政策を踏襲したものと考へてよからう。又東照官の遺策なればこそ幕末還政の日まで繼續したとも云へよう。要するに道中奉行は徳川幕府の驛傳官として可成り重要視されてゐた事には間違はないのであるが、こゝに問題となるべきは、(一)道中奉行は兼任なりしこと。(二)道中奉行の成績が果して大なるものありしや否や。の二がこれである。今次にこれ等につき少しく述べたい。

元來、道中奉行は萬治二年、大目付高木伊勢守守久を以て兼任せしめ⁽²⁾、爾後皆大目付より兼任せしめて居たが、元祿十一年勘定奉行(公事方)、松平美濃守重良が道中奉行に兼任してから、勘定奉行も亦この職に與つてゐる。(勘定奉行は大抵公事方より兼任してゐるが⁽³⁾、例外的に勝手方よりも兼任したことがある。こゝに大目付とは老中の耳目となつて諸大名を監掌し、且諸役人の勤向を検掌するものであり、勘定奉行(公事方)は諸國の代官を統領するものであるから、これ等兩奉行の兼任たる道中奉行は大目付勘定奉行の統制下に置かるゝを便としたか、或は置かるべき必要があつたものに相違ない。即道中奉行と雖も道中の安全のみ目的としたのではなくて、名を道中奉行に藉りて諸大名の動靜を監督し、且天領の統轄を確固たらしめんための用意が多分にあつたのである。これが兼職の理由であるが、かゝる見地よりして、該奉行の路政がよしんば期待に背くが如きものであつても、幕府の目的は最早充分達成せられてゐたものとなすべきである。然ればとて全然この職を路政方面に要なしとはなすことが出来ない。通常道中奉行を目して、道路の改修、驛傳、運輸、道橋の一切を掌握し、道路交通の便を計つたものとなさるゝが如く、事實上種々の貢獻があつたのであるから、以下この意味に於ける道中奉行に就て尙少しく述べて見よう。

先づ道中奉行の人員を見るに、萬治二年大目付より一人を兼任せしめたが、元祿十一年に至り勘定奉行よりも兼任せしめ、後、例として兩職より各々一人を兼任せしめ幕末に及んでゐる。五驛便覽に、「大目付の道中奉行は萬治二年より高木伊勢守、延寶八年より彦坂壹岐守、天和三年より高木伊勢守、元祿八年より神尾備前守、同十二年より安藤筑後守、寶永五年より高平石見守^{○中}略、御勘定奉行の道中奉行は、元祿十一年より松平美濃守、同十二年より久貝因播守、寶永二年より石尾阿波守、同五年より大久保大隅守^{○下}略」とあつてその變遷を示してゐる。尙補佐機關として正徳二年には道中奉行各々に、與力二騎と同心十人とを屬せしめてゐる⁽⁷⁾。其の後享保九年に至つて與力同心を廢したが⁽⁸⁾、寛保二年には勘定方六

人を以て道中奉行の屬となしたことが見えてゐる。⁽⁹⁾尙便宜上次に道中奉行を任命の年次に依つて示して見よう。

年 號	西 曆	奉 行
萬 治 二 年	(一六五九)	高 木 伊 勢 守
延 寶 八 年	(一六八〇)	彦 坂 壹 岐 守
天 和 三 年	(一六八三)	高 木 伊 勢 守
元 祿 八 年	(一六九五)	神 尾 備 前 守
同 十 一 年	(一六九八)	松 平 美 濃 守(加役)
同 十 二 年	(一六九九)	久 貝 因 幡 守
同 上	(同)	安 藤 筑 後 守
寶 永 二 年	(一七〇五)	石 尾 阿 波 守
同 五 年	(一七〇八)	松 平 石 見 守
同 上	(同)	大 久 保 大 隅 守
享 保 元 年	(一七一六)	伊 勢 伊 勢 守
同 六 年	(一七二一)	彦 坂 壹 岐 守
同 上	(同)	箕 播 磨 守
同 九 年	(一七二四)	北 條 安 房 守
享 保 九 年	(一七二四)	稻 生 下 野 守
同 十 二 年	(一七二七)	松 平 相 模 守
同 十 四 年	(一七二九)	鈴 木 飛 驒 守
同 十 六 年	(一七三一)	松 波 筑 後 守
同 十 九 年	(一七三四)	杉 岡 佐 渡 守
元 文 三 年	(一七三八)	稻 生 下 野 守
同 上	(同)	水 野 對 馬 守
延 享 元 年	(一七四四)	萩 原 伯 耆 守

延 享 二 年	(一七四五)	木 下 伊 賀 守
同 三 年	(一七四六)	神 谷 志 摩 守
同 四 年	(一七四七)	神 尾 伊 賀 守
寬 延 二 年	(一七四九)	遠 藤 伊 勢 守
同 三 年	(一七五〇)	松 下 肥 前 守
寶 曆 元 年	(一七五一)	三 井 下 總 守
同 二 年	(一七五二)	永 井 丹 波 守
同 三 年	(一七五三)	曲 淵 豊 後 守
同 七 年	(一七五七)	菅 沼 下 野 守
同 上	(同)	曲 淵 豊 後 守
同 八 年	(一七五八)	池 田 筑 後 守
同 上	(同)	小 幡 山 城 守
同 十 一 年	(一七六一)	安 藤 彈 正 少 弼
安 永 四 年	(一七七五)	大 屋 遠 江 守
天 明 二 年	(一七八二)	桑 原 伊 豫 守
同 八 年	(一七八八)	根 岸 肥 前 守
同 上	(同)	桑 原 伊 豫 守
寬 政 十 年	(一七九八)	井 上 美 濃 守
同 上	(同)	石 川 左 近 將 監
同 十 二 年	(一八〇〇)	小 笠 原 和 泉 守
文 化 三 年	(一八〇六)	水 野 若 狹 守
同 四 年	(一八〇七)	柳 生 主 膳 正
同 七 年	(一八一〇)	水 野 若 狹 守
同 十 四 年	(一八一七)	榊 原 主 計 頭
文 政 二 年	(一八一九)	服 部 伊 賀 守

文政二年	(一八一九)	石川主水正
同三年	(一八二〇)	岩瀬伊豫守
同十一年	(一八二八)	曾我豊後守
同十二年	(一八二九)	佐野肥後守
天保六年	(一八三五)	初鹿野河内守
同上	(同)	内藤隼人正
同九年	(一八三八)	深谷遠江守
同十二年	(一八四一)	佐橋長門守
同上	(同)	初鹿野美濃守
同十三年	(一八四二)	跡部能登守
同十四年	(一八四三)	岡村丹後守
弘化元年	(一八四四)	松平豊前守
同上	(同)	中坊駿河守
同二年	(一八四五)	久須美佐渡守
同上	(同)	深谷遠江守
嘉永三年	(一八五〇)	池田播磨守
同五年	(一八五二)	一宮丹波守
同上	(同)	本多加賀守
安政元年	(一八五四)	柳生播磨守
同三年	(一八五六)	堀伊豆守
同五年	(一八五八)	土岐丹波守
同上	(同)	遠山隼人正
同上	(同)	佐々木信濃守
安政六年	(一八五九)	山口丹波守
同上	(同)	大澤豊後守

萬延元年	(一八六〇)	酒井隠岐守
文久元年	(一八六一)	平賀駿河守
同上	(同)	大澤豊後守
文久二年	(一八六二)	駒井山城守
同上	(同)	岡部駿河守
同上	(同)	根岸肥前守
同上	(同)	一色山城守
同三年	(一八六三)	松平對馬守
同上	(同)	大久保豊後守
同上	(同)	渡邊甲斐守
元治元年	(一八六四)	都筑駿河守
同上	(同)	神保佐渡守
同上	(同)	井上信濃守
慶應元年	(一八六五)	小栗下總守
同二年	(一八六六)	田澤對馬守
同上	(同)	都筑駿河守
同上	(同)	朝比奈甲斐守
同三年	(一八六七)	溝口伊勢守

萬治二年、道中奉行が設置せられてより七十七年の後、即ち元文元年七月、道中奉行鈴木飛驒守申聞候覺に、道中奉行支配は(一)東海道、本坂廻り(二)中仙道、木曾路(三)日光道中、水戸路(四)奥州道中(五)甲府通を限り、以上の外の海道脇道へは道中奉行の鑑札を出し置かざる故を以て、宿次馬次等があつても奉行の支配でない旨申聞してゐる。然してこの奉行の支配は甚だ大切なものであつたらしく極めて嚴重に規定せられ、その権限を明にされてゐる。即、翌元文二年には丸子江尻兩驛を以て駿府町奉行に屬せしめ、又二十八年後の明和二年に

は例幣使道を以て道中奉行の所管としてゐるが其の後更に七十一年を経て天保七年七月、道中奉行に街道支配の區分を問合せたる付札に次の如く見えてゐる。

道中奉行支配之分

東海道	品川より水口迄	佐谷路
中仙道	板橋宿より守山迄	並彦根美濃路日光 例幣道
水戸佐倉道	新宿より八幡	水戸迄
日光道中	千住より鉢石迄	壬生行 御成道
奥州道中	白澤より白川迄	
甲州道中	内藤新宿より上諏訪迄	

右之外、都而脇往還之分者御勘定奉行扱候事

以上の如く道中奉行の支配は嚴重に定められ、従つて種々問題の起つた場合に其の責任を明にしてゐるのである。

楮、次にその勤方を見るに加役道中奉行動方之儀申上候書付（享保年間）及其の補佐官たる道中方（道中方掛り御勘定組頭）勤方によつて其の大様を察知することが出来ようかと考へ、多少煩雜の感がないではないが次にこれを示すこととする。

加役道中奉行動方之儀申上候書付⁽¹²⁾

松平石見守

伊勢伊勢守

一、先年は大目付壹人に而道中奉行相勤候處神尾備前守大目付之節元祿十一寅年御勘定奉行より兩人に而相勤申候其節迄に道中方御用、相互に平勘定三人相勤相勤候處、美濃守^{○松平}道中奉行被_レ仰付_レ候段御勘定所御殿請組頭竹村彌兵衛、細田三郎右衛門道中方御用相勤、其以後松岡彌三郎萩原清左衛門引續相勤申候、此兩人正徳二辰年、御勘定吟味役被_レ仰付_レ候得共道中方之儀も差加り御用相勤候様被_レ仰渡_レ因只今も松岡彌太郎辻六郎左衛門相勤申候

一、御料所宿々之儀寶永四亥年宿手代被_レ申付置_レ其所之御代官支配仕、公儀より御扶持給米被_レ下上役下役一宿に兩人づつ罷出往來御用其外宿助郷村々人馬取揃任候處勤方不_レ宜筋に而、正徳二辰年、宿手代不_レ殘差止道中奉行壹人に與力貳騎、同心拾人づつ御預け相成道中方宿々吟味仕候様にと被_レ仰渡_レ只今組與力同心御用相勤候

一、右宿手代扶持給米之儀は寶永申年より諸國御料所村々へ御傳馬宿爲_レ御用_レ高懸被_レ仰付_レ一箇年に米高六千俵づつ相納來候處、宿手代は被_レ差止_レ候得共、右高懸り米は、向後も前々之通取立、道中方御用に可_レ任旨被_レ仰渡_レ今以右高懸り米、道中之御用に相渡申候

一、東海道并美濃路之内御料所宿々において、往來旅人のため時之鐘無_レ之宿には定番を立置晝夜時打可_レ申旨正徳元年被_レ仰付_レ候右入用扶持米并年番代金年々被_レ下_レ之右御傳馬高懸り米之内を以相渡申候

一、先年道中宿々より注進之事、其外輕き分は、道中奉行手合に而申付る事、訴訟等之入組有_レ之時は御勘定奉行内寄合へ、道中奉行罷越吟味仕候、其外宿助郷最寄遠に付割替願之儀も御用相達候もの人少に而吟味も難仕候に付差當不_レ申儀は差延、拜借返濟之儀も御代官又は領主役人申次第に仕候様に成吟味も届兼候處、組與力同心被_レ仰付_レ候以來道中奉行月番を置、寄合日を定め、公事訴訟又は拜借返納之儀明細遂_レ吟味_レ候故、返納も濟、年久鋪不_レ埒成類段々相濟申候一、宿々燒失有_レ之時は其所之御代官吟味次第、御定之火事拜借貸渡候處、道中方與力同心被_レ仰付_レ候後は、傳馬役之もの拾軒、人足役之もの貳拾軒以上、燒失いたし候時は組之もの見分に差遣委細遂_レ吟味_レ、貸渡可_レ然旨、正徳二辰年、被_レ仰渡_レ只今迄は見分差遣役人間數之割合迄、明細に遂_レ吟味_レ候上貸渡申候

一、昔は宿々助郷村々は、領切郡切杯の様に相賄、人馬多少有_レ之不同に付宿々依人馬差支も有_レ之候に付元祿二巳年、其宿限に最寄を吟味いたし最も高懸に助郷村々相付、只今以往還御用相勤申候、助郷最寄遠近等之訴訟有_レ之候得ば明細承

届品に寄組之もの見分にも遣し割合等仕候

一、道中道橋新規御普請修復等、御勘定所に而吟味之上申上候處、與力同心被_レ仰付_レ候以來、御普請修復之品に寄組之もの見分に差遣、御普請差延不_レ苦分又は御普請申付可然分は、委細吟味之上、御勘定所へ申談、御入用懸り不_レ申様詮議仕候に付、跡々とは御入用減申候

一、道中道橋並木一里塚等、前々、不埒、成所も御座候處、只今時々組之もの相廻り、不絶吟味いたし、尤助郷人馬等之寄方迄詮議仕候故今無用之人馬も助郷より差出さず、往還も順路に罷成前々とは宿助郷とも甘候方に罷成候右之通り道中方古來之勤方、只今之勤方替り候品々、并支配増減加役之事、書面之通御座候(下略)。

道中方勤方⁽¹³⁾

一、東海道宿々人馬繼送り日々帳吟味之事

是は享保十七年以來、人馬繼送り之日々帳宿々に認置、其場所御代官領主より、右帳不時に御勘定所へ爲_レ差出_レ吟味いたし、餘計之人馬差出候儀有之候得ば過人馬不_レ差出_レ様に可_レ申付_レ旨、其宿々支配人之御預所役人領主之家來等へ道中奉行より申渡候吟味仕候事

一、宿々助郷村免許、并差替願等吟味之事

是は村方より願出候節、訴狀之趣を以先格見合遂_レ吟味_レ難_レ立願に候得ば、其旨申渡訴狀相返し、可_レ立筋之願に候得共、國繪圖を以右願之村々、并代り差替村と最寄御料私領村々致_レ吟味_レ最寄之御代官申渡、手代差遣し見分爲_レ致願村代り候村共柄之善惡、拾ヶ年平均損毛之歩合等又は宿場所之道方遠近之儀書付取_レ之其趣を以猶又吟味之上助郷差免代り候村之儀 道中奉行申渡候様吟味仕候事

附、助郷村免許差替等有_レ之節は宿々助郷帳爲_レ差出_レ免許之村々に附紙認め、道中奉行印鑑取之助郷本宿へ相渡候事

一、五海道宿々之内、年々定式にて米金被_レ下候事

是は、其宿々支配人之御代官御預所御領主地頭より、米金請取手形差出候節前年に見合引付を以遂_レ吟味_レ道中奉行裏判取_レ之相渡候事

一、五海道宿々助成金取立割賦、并貸付等伺吟味之事是は御料私領宿々其支配より年々伺書差出、或は宿場に定例にて三四ヶ年目に伺書差出候節前々へ引合遂_レ吟味_レ、相違無_レ之候得ば、伺之通可_レ致_レ之旨附紙認、通中奉行竝掛り之御勘定組頭印形いたし相渡候事

一、五海道宿々拜借返納差滞候節吟味之候事

是、年々春に至り、前年の納方元方御金奉行より書附取_レ之、不納有_レ之候得ば早速上納候様向々へ申渡候趣吟味仕候事

一、宿々拜借年延願吟味之事

是は御料私領は宿々より年延之儀相伺候節、願之仔細に寄、其譯相立候得ば、壹ヶ年之積吟味仕候事

一、東海道今切定浚請負人樽木代拜借金、請負人より所々へ貸付置候所、返濟滞催促之儀請負人相願候節、吟味之上無_レ滞様可_レ致_レ返濟_レ之旨、借請人共に可_レ申渡_レ段、其支配之面々へ道中奉行より申渡候趣、吟味仕候事

一、五海道宿々拜借年賦返納皆濟之節之事

是は返納皆濟に候得ば、其宿々支配より、先達て御金藏へ入置候本證文引替差出候に付、御勘定所留帳に引合相改、道中奉行へ申達、致_レ消印_レ相渡候事

一、中仙道板橋宿、鴻巣宿拜借返納米石代伺吟味之事

是は年々御代官より伺差出候に付、定浚其年之冬御張紙直段の三兩高を以相納候積り遂_レ吟味_レ候事

一、二條大阪在番、大番頭、同組頭、御番衆并與力同心等登り下り之旅籠錢之儀帳面吟味之事

是は大番頭より道中奉行へ差出候に付、右帳面寫し留、本紙道中奉行添書仕、

御懸り之御老中へ差出候に付、賃錢高下遂_二吟味_一候事

一、御傳馬宿入用米之事

是は年々御勘定帳面の内御傳馬宿入用米納高致_二吟味_一、定式宿々渡米並殘米御拂之儀淺草御藏にて入札取_レ之、御藏奉行より伺證文差出候に付、直段相應に候得共御拂に致し代金御藏へ納置せ吟味仕候事

一、五海往還並木枝葉伐拂之事

是は往還並木障に成候所枝葉等伐拂之儀其宿々支配より相伺候得者伐拂之儀申渡、枝葉等御拂直段致_二吟味_一直段相應に候得者御拂之積、道中奉行印形之證文取_レ之相渡候事

一、五海道宿々之内、捨物罨所物、又者行倒者等之雜物御拂代伺吟味之事

是は、其所之支配之御代官御預所、領主、地頭より伺差出候節、捨者六ヶ月見合御拂之積り、入札取_レ之御拂申付、拂代御金藏へ爲_二相納_一候、行倒者殺害人等之雜物拂代は、其所にて取置候節之入用多掛り候得ば、所之者へ相渡候儀も有_レ之其時々吟味仕候事

一、五海道宿々之内出火有_レ之節之事

是は其宿場支配私領よりも道中方へ相届候、右の趣道中奉行より月番之御老中方へ書付差出候に付、火元類焼之間數等遂_二吟味_一、出火之日_二限_一等相改候、私領之分は、百軒以上之分御老中方へ書付差出候に付右同様改候事

一、五海道宿之内出火之節拜借願吟味之事

是は傳馬役步行役之者類焼之節拜借之儀其宿々支配より伺差出候に付、先達て差出候出火届書引合、類焼之家數等相改、返納年賦等之儀定法を以吟味仕、道中方除金之内を以前例之通馬役へ金參兩、步行役へ壹兩貳分充貸渡候に付、其段御掛り之御老中方若年寄衆へ、道中奉行より御届書差出候上貸渡候に付吟味仕候、本棟類焼いたし候得ば、本棟拜借近例は壹軒に付百貳拾五兩充貸渡候積り、家作等繪圖差出させ吟味仕候事

但御金請取手形差出候節、道中奉行裏判取_レ之相渡し候私領之分は火事拜借無之事

一、道中往還通堤川除_二堤橋破損_一之節御修復并御普請吟味之事

是は前條に有之御取箇方にて之吟味同様に取計候事

一、五海道川々出水之節之事

是は川々出水川留之儀、并落水にて往來有_レ之儀、其支配より相届候に付、其度々月番之御老中方へ道中奉行より、書付差出候に付注進書相改候事

但東海道大井川迄、中山道戸田川、日光道中栗橋邊迄御料所之分注進有_レ之候事

一、道中奉行代り候節之事

是は、道中奉行代り候得者五海道宿々へ御老中御證文を以御觸有_レ之、其上道中奉行より觸出并、印鑑相認宿繼にて差遣し、道中奉行印鑑改候得共印鑑觸書是又宿送にて遣_レ之先達て宿々へ渡置候印鑑取戻候儀取計候事

一、宿々支配之御代官御預所割替、又は知行渡私領上知替等有_レ之節之事

是は、五海道宿々支配之御代官御預所、并領主地頭相替候得ば、宿々助成金拜借金等之儀引渡伺差出候に付、本證文相改納之譯遂_二吟味_一道中奉行證文を以爲_二引渡_一候事

一、道中筋公事訴訟有_レ之節之事

是は、公事訴訟等有_レ之節は道中奉行於_レ宅寄合吟味之節掛り之御勘定組頭、并御勘定罷出、道中奉行差圖を以口書證文等取_レ之候事

但道中筋喧嘩口論等、旅人より宿々之者共取合に候得者道中奉行にて取捌候次第、右同斷

右之外道中方に附候不時之御用向吟味并宿觸等差出候儀も御座候右御用筋道中方掛り御勘定組頭取扱申候

以上述べたるが如く、道中奉行の本質は一見甚だ不明瞭であるが、それは其機

關其の自體が單なる路政助長の機關のみに限定されてゐないで、暗に種々の特命を帯びてゐるからである。その支配上に於ても前述の如く、町奉行や所司代等の間に種々六ヶ敷き區分が行はれてゐたのである。其の勤方書上に於ても所々に不明確なる點がある。即斯の如き事情は之を覆ふことは出来ないが、結局徳川時代に於て該奉行の手に依つて多少にても路政が改良せられてゐる以上、其の存在の意義は認めない譯にはゆかぬ。蓋し道路改修方面はさておき、驛傳方面に同奉行が助力したる功績のみは實に没すべからざるものがあるのである。

- (1) 「大日本交通史」(驛遞志稿) 三五頁
- (2) 同 上 三八頁
- (3) 同 上 四一頁
- (4) 大森金五郎「大日本全史」下卷 九一頁
- (5) 「古事類苑」官位部三、六〇一頁以下
- (6) 「大日本交通史」 六二頁
- (7) 「古事類苑」官位部三、 六〇一頁
- (8) 「大日本交通史」 六五頁
- (9) 「日本財政經濟史料」第九卷 三〇五頁以下
- (10) 同 上 四四九頁
- (11) 「古事類苑」官位部三、 六〇二頁以下
- (12) 「日本財政經濟史料」第八卷 六一八頁以下

2. 宿場役人とは何ぞや

こゝに宿場役人の起源を述ぶるに當り先づ諸説を見るに、折たく柴の記中に見えてゐるものと驛肝録に記載せられてゐるものと其の説を異にして居る。前者は宿場役人の設置をば徳川綱吉の時代となし、天領に於ては代官所の手代が驛政を見たる由を云々し、後者は諸道宿驛の手代は寶永四年に置いたとしてゐる。抑々綱吉の在職年代は延寶から元祿にかけてであるから、其の間も相當に長く、何時の頃か判明しないが、驛肝録のいへる處は實に寶永四年と判然してゐる。寶永年間は家宣の時代であるから若しも新井白石の説が間違つてゐたとしたならば、

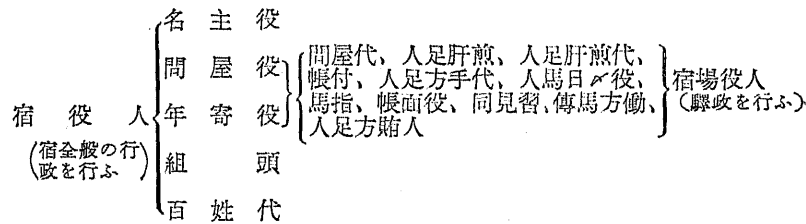
其の間違は、相當甚しい思ひ違ひとなるであらう。驛遞志稿もこの驛肝録を其の考證に引いてゐるのであるから、多分驛肝録の方を正しいとしていゝと思ふ。尙驛肝録は正徳二年二月に東海道諸驛の宿手代を廢し、與力同心を以て道中奉行に附屬せしめ、次で十月には、諸道各驛の宿手代を停むと書してゐるから、眞に正徳二年十月以後には各道を通じて宿驛には驛政を監視する上述の宿役人は居なくなり、主要街道には道中奉行の配下に屬せしめられた與力及同心が驛政を監督したることと思はれるが、それも如何なる程度迄行はれてゐたのか判然としない。然も與力二人、同心十人なりしに於てをやである。即、これらの衆は驛傳官たる道中奉行の監督權の行使を幾分かでも手傳つたといふに過ぎなかつたのであらうと思はれる。かくて正徳二年十月以後は上記の如き監督的地位に立つてゐた宿手代の如きものを名實共に失つた形であるから、宿場役人は即、問屋年寄の如き驛政に實際立入つてゐた人々を意味することゝなつたのである。

緒、宿役人と一概にいつても、其の意義は種々に取られるから其の本體も従つて明白ではなく、一體何をさして云ふのかも判然しない場合が出て來るであらう。私はこれを便宜上廣狹二義に分つて考へて見ようと思ふ。普通宿役人といふときは宿全體に居る役人を總稱して云へるものゝ如く、名主役、問屋役、年寄役を始め組頭、百姓代等がそれに當る。廣義に取扱はれたものである。然してこれの中驛政に關與したものは、單に問屋役及年寄役に過ぎなかつたのである。即この兩役は狹義の宿役人である。然も問屋役や年寄役は驛政を見た上位の役であつて、尙其の配下には種々役人が居つたことを知らなければならぬ。結局、其の差は宿を驛と採るか否かにあるのでこゝに於てか、私が以下取扱ふ宿場役人なるものは宿役人中より問屋、年寄を抽象し、主として此兩役及これ等に從屬した配下を云々するを目的とし、特に宿役人に對して宿場役人と稱したのである。次に宿場役人の種類であるが、慶長六年頃、即、未だ宿場役人の設置せらるゝ以前約八十餘年にあつては、將して如何様にして驛政が攝られてゐたか、其の役人はどうであ

つたかを見るため、濱松宿の一例を紹介しよう。⁽⁶⁾

慶長六年、傳馬の制が確立し、濱松宿に於ては助右衛門なる者が従前の縁故を以て問屋役、御朱印引合せ改役に任ぜられたのであつたが、これと同時に十王町、即、新規に傳馬町家數三十二軒で所謂御傳馬役なるものを勤むることゝなつた。この頃は道中が比較的（貞享、元祿以後に比較して）閑散であつて、問屋會所といふ驛政を處理する役所は本宿に於ては唯一ヶ所で、其の間口二間、奥行四尺（四間の誤か）に過ぎず、其の事務も五人組が隔日五人宛帳付けし、外に肝煎が二人居た。即都合七人で驛政を見たのである。故を以て里諺に曰く。「宿屋七人駒之御朱印」と。これ其の當時に於ける同宿驛政の有様であるが、然るに所謂宿場役人の全盛の頃には次の如く種々の役人が宿々に居たのである。即、問屋、年寄、問屋代、人足肝煎、人足肝煎代、帳付け、人足方手代、人馬日々役、馬指（或は馬差）、帳面役、同見習、傳馬方働、人足方賄人で問屋以下十三種の多きに及んだのである。⁽⁷⁾ 然して近世小田原宿に於ては問屋は二人町年寄は三人で以下役人の數を總計すると四十三人の多きに達したのである。

以上述べた宿役人と宿場役人との關係を示せば表示するに次の如くである。



尙、次に宿場役人の驛政を採る問屋場の本質を見よう。⁽⁸⁾ 抑々問屋場とは驛の核心をなし、人馬の繼立を取扱ふ事務所に外ならない。一各傳馬所、馬借又は檢斷なども稱したのであつた。上世の驛家、鎌倉時代の大宿小宿に類したものである。

今武藏本庄宿の例をみるに問屋場に於ける宿場役人の重要なものは問屋、年

寄、帳附、馬差の四であつて、その相互關係は右の如くである。

然して問屋場に於ける常備書類は大體次掲の五種に止る（勿論場所によつて、多少相違はあらう）

一、人馬日経帳（遣拂ひたる宿助郷の人馬を明記する）

二、割込帳（人馬の割當を記入する）

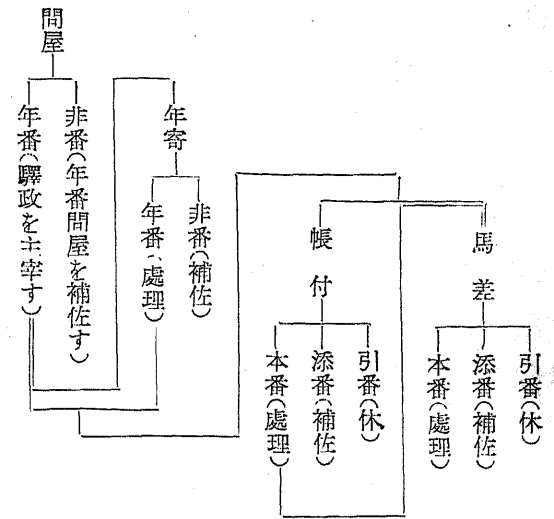
三、先觸帳（先觸を記入す）

四、刎錢預帳（刎錢のあるときは相當の場所に預け利殖を計る）

五、往還入用帳

而して武藏本庄宿に於ける宿場役人の員數及手當を見るに次の如くである。

當所に於ては問屋は六名あつた。年番は一人非番は残りの五人で、この非番問屋は年番問屋を補佐した。尙問屋の下には年寄が八名居て事務を執つたが、これまた年番と非番とに分れてゐた、又年番問屋及年寄の下に帳付及馬差各々三人を置き本番、添番及引番に分ち、結局本番一人が事務を處理し、添番は補佐したのである。引番とは即休番である。公然と賜暇せられたのである。而して問屋は米二十俵宛を（一宿に）給つたのであるが、一人で受取つた場合も二三人で受取つた場合もあつた。⁽⁹⁾ 尙、帳付と馬差は有給で、帳付の年給は六七兩とあり、弘化二年の調には、帳付三人、見習二人給金二十五兩一分とある。又馬差は帳付の指圖に従つて人馬を使用するのであつて、年給五兩となつてゐた。



以上の中、宿場役人たる問屋、年寄、帳付及馬差の四につきて少々説明はしたが是等の宿場役人は尙要約する時は、其の重要さに於て問屋、帳付及馬差の三とする事が出来るのである。以下これら問屋、帳付及馬差につき、今少しく其の本體について述べよう。

先づ問屋から始めるに、上述した如く、問屋は宿驛の人馬を支配する役で、米二十俵を給はり相等の格式を有せる舊家がこれに當つたのである。往來の爲に諸種功勞をなしながら、却つて犬猫の如く賤められてゐたが、實に解せぬ處である。問屋こそは御藏米を給はつてゐるから寧ろ御扶持人の數にも入るべきが至當であるのに、かり染とは云ひ條、一驛の人馬を取り、一郡一領の助郷村々へ下知し、其の支配すべき場所の高凡そ二三萬石に上ることも珍しくはなく、尙所に依れば名主や年寄の上にも立つ程の權勢のあつたものもあるのであるのに、而も所によれば何の所得もなく、一種の名譽職で加ふるに以上の如き不條理があつたから、役を辭して去らんとするも、受け取るものもないので、自分の家財に金銀などを添ておし付け物となつてゐたことさへある程であつた。これ要するに問屋役なるものゝ入用多く渡世とならないからで、一つは宿々に問屋の數が多く年番とか非番とかを設けて其の役を専任しない事が結局身をつめて其の業務を行はな⁽¹⁾ことゝなつたのであるといはれてゐる。

次に帳付は、宿々問屋に於ける帳付役は實に重要な地位にある。それは問屋が主として外交に當つて居たから、内務は實にこの帳付の一人舞臺であつたので、氣轉のきく、眼力のある、氣強い者でなければならなかつた。故に宿驛にこの帳付のよいのが兎もすれば缺乏し勝であつたのである。

馬差は一名月行持ともいふ。帳付の命に従つて働くものである。實際矢表に立つて働くのであるから、帳付よりも一層膽力を要した。第一心の働の入ることは大なるもので、一度は荷ぐらの柄でも取つたことがあり、錢をちよつと握つてもそれが手中に幾許あるかを知り、一錢の過不足もないといふやうなものでなけれ

ば、圓滑に治まらない。兎に角、帳付といひ、馬差といひ、誠に以て六ヶ敷しい仕事である。即、參觀交代の砌、二條大阪の番代や其他色々の武士、用人等が一度に込合つて混亂せる場合で、夥き人馬の賃錢も漏さず帳面に書留て少しも違算なからしむるなど、殊に一日中働いて直ちに夜勤に及ぶなど、尋常の事ではない。皆その事に明るい者が従事するからやつて行けるのである。宿場役人たる問屋をはじめ、帳付、馬差等の業が如何に六ヶ敷しいものであつたかは實以て察知するに難くはなからう。

- (1) 「古事類苑」政治部四、一二四八頁
- (2) 「驛遞志稿考證」第七百二十五節
- (3) 同 上 第七百五十九節
- (4) 同 上 第七百七十四節
- (5) 「徳川時代の武藏本庄」一〇五頁以下
- (6) 大山敷太郎、東海道濱松宿に關する一考察、(經濟論叢第三十三卷第一號所載) 參照
- (7) 道路の改良、第十二卷第八號、所載の拙稿參照。
- (8) 同上及「徳川時代の武藏本庄」一六三—一六四頁參照
- (9) 「民間省要」中編卷之三「日本經濟叢書」卷一、五二五頁
- (10) 同 上 同 頁
- (11) 同 上 五二七—五二八頁

第三節 驛 傳

1. 緒 言

既に前節に於て道中奉行の本質に就て些か述べたるが如く、該道中奉行なるものは路政以外に種々の特命を帯びたものであるが、其の權限や職責も亦不明確な處が多かつたから、從來これを云爲するに當つて極めて六ヶ敷く感ぜらるゝ所以で、加ふるに封建の制度が然らしめし結果、道路改修の方面よりは寧ろ驛傳方面により大なる功績を残したのであつた。故に本節に於ては主としてこの方面の事

實が如何やうであつたかをしらべて見よう。これ即、幕府の道路交通政策の反映に外ならないからである。民間省要中編卷之三に云へるあり。

倭國いつしか五畿七道に分れて、諸國に驛路多しといへども、東海道を以て第一とす、是京都より江戸へ通じて、日夜國家の大用を辨じ、最天下の大道也。とあるが、家康は驛傳のことには大に注意を拂つた一人である。家康が天正十八年、江戸に入國する時のこと江戸の室田村及び、千枝田村の百姓で、馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等が駄馬人夫を率ひて之を迎へたのであつたが、家康は大に喜び、之に命ずるに道中の傳馬役を以てし、糶飛脚の給米として、武藏國豊島郡高田村に高十二石三斗六升を與へてゐる。⁽¹⁾かゝる家康の著眼は事實、秀吉のやり方を真似たものに外ならないのであるが、然も交通の要義を解し、よく路政を完成の域に達せしめしことは眞に多としなければならぬであらう。⁽³⁾

(1) 「日本經濟叢書」 第一卷 五〇九頁以下

(2) 「縣志稿」 三二頁

(3) 「江戸時代史論」 三〇九頁

2. 問屋場(傳馬所)

扱て、徳川時代に於ける驛政を見るには先づ第一に問屋場を擧げなければならぬ。舊幕時代には各驛々に問屋場なるものが存してゐたが、これは上世の驛家の如きもので、鎌倉時代の大宿小宿に類し、旅客はこゝに於て休息し、馬などの周旋してもらつたのである。こゝに驛は即ち問屋場を機關として驛政を行つて居たのであるから、要するに問屋場は驛の核心をなして居たもので、役人などもこゝに出張して種々驛政をとつた。而して問屋場のことを一名傳馬所、馬借或は檢斷なども稱したのである。今近世小田原の問屋場を例にとつて見るに⁽¹⁾、問屋場は高梨町と中宿町の二箇所にあつて、其の役人には次の如きものあつた。

町年寄 三人 人馬日ノ役 二人

問屋	二人	馬指	六人
人足肝煎	二人	帳面役	三人
問屋代	一人	同見習	六人
人足肝煎代	一人	傳馬方働	四人
帳付け	二人	人足方賄人	十一人
人足方手代	二人	ノ	四十三人

で、その下に尙人足即ち雲助が大勢居るのである。而して二箇所の問屋場は傳馬方は十日代り、人足方は十五日代りで特別重い通行の時は町年寄も出たといふ。小田原の宿立人馬は百人百匹と定り、其の中五人五匹は常圍ひとし、二十五人十五匹は臨時の御用圍ひとして幕府の公用を勤めたのである。萬治二年に道中奉行が設置せられたことは已に前節に之を述べたが、この道中奉行の設置せられない以前には問屋場から人馬を傳馬の朱印で出したが、其の設置後は、各問屋に判鑑があつて道中奉行の捺印を檢し、その捺印せる證書券によつて人馬を出す規定であつた。即ち家康の驛馬傳馬も上世のその如く順次繼立てを以つて行つてゐたのである。近世小田原宿に於ける問屋場は以上の如くであるが、今次に参考として、新編武藏風土記稿に現はれたる二三の宿の問屋場を示さう。

南品川宿

問屋場 改所(貫目改所)に續けり。屋坪二十六坪餘、川崎驛迄二里半、江戸日本橋より二里半、人馬の繼立を勤む。又千住板橋の二驛に繼送することもあり。よりて百匹百人の人馬を置き一萬七千四百十四石の定助郷、三千三十九石の加助郷を宛らる。元は南北の二所にありしが、改所同時に北品川の方は廢せり。寛文五年、高木伊勢守守久、妻木彦右衛門頼照、岡田豊前守善政等指揮し、問屋給米七石を賜ひしより、今に至て貢米の内にて宿役人等に宛行はる。又享保中、長谷川庄五郎命を奉り、人馬の扶助金四百七十二兩二分を賜ひ、其の金は郡代役所の進退として貸し、利息を以傳馬役夫に給す。又安永年間夫馬の質銀三割増を命ぜ

られし、其の餘財を積て五百七十七兩を得、亦貸付とし、利子の八分を前と同く傳馬夫役の用に充て、二分は本陣脇本陣の費用に賜ふ。されど宿内次第に窮困に及びしより外に貯金千三百兩をも、寛政中願上て貸付に加へ、是も年毎に息利を得て其の不足をおぎなふといふ。

戸塚宿

問屋場二 一は中宿一は吉田町^{○註}略^略にあり。毎月朔日より十一日迄吉田町、十一日夜より月盡迄中宿にて事を執る。^{○註}略^略又月次、當宿十九日、吉田町七日、矢部町四日と割定め、東海道者西方藤澤宿^{高座郡}の屬^{武州橋樹}へ二里、東方保土ヶ谷宿^那の屬^那へ二里九町の人馬を繼ぎ、又鎌倉雪の下迄、二里九町の脇道を繼送し。^{○註}略^略寛文五年十二月より、問屋給米として七石を賜ふ^内六斗六升六合當宿分餘は吉田矢部兩町分

小田原宿

問屋場二 一は中宿町に在、上と唱ふ。^{表間口}五間^{五間}一は高梨町に在、下と云、^{同六}旬^旬を期として相代り勤む、東海道西の方は箱根宿まで四里八町、驛馬を繼ぎ、豆州三島驛まで八里人夫を繼立り^{箱根驛は山中に在て人夫に乏しきが故なり}東方は洵饒郡大磯宿へ四里、人馬を繼、熱海道は官事を帶て往來すれば、土肥吉濱村へ人馬を繼、其道程四里、私事の往來は、豆州熱海村まで人馬を繼送せり。行程七里、甲州道も官事は多古村へ一里、私事は塚原村まで二里の人馬を繼立り。又箱根温泉、湯本塔之澤各二里宮の下三里半、堂ヶ島底倉各四里、木賀四里半蘆の湯へ四里十一町の人馬を繼送れり。^{○中}略^略又當宿よりの繼場嶮遠なるを以て百二十五石七斗四升七合、寛文九年より賜ふ。^{領主より與へ宿中へ配賦す}此外御救米と稱し、百五石正徳二年より賜へり。^{韮山貢}税の内^{にて賜はり、人馬の役を勤むるものに割與ふ}

(1) 「江戸時代史論」三一頁以下

(2) 「古事類苑」政治部四 一二四七頁以下

3. 傳馬及駄馬

次に傳馬について見るに、これは王朝時代の遺制で別に事新しいものではないが、然し王朝時代のそれは官用にのみ使用されて庶民の交通には便しなかつた。然して、武家が政權を占斷した鎌倉時代に於ては萬事が質素であつた處より、勢この方面に於ても簡素であつたから驛政は相當に備つてゐたにも拘はらず、旅行は尙困難の域を脱し得なかつたが、それが南北朝の末期より戰國時代にかけては全く頽廢⁽¹⁾に歸した。其後秀吉の天下統一と共に諸種驛政に留意せられたが、家康はその主旨を汲みて著々實行に進んだから、慶長六年には品川驛を驛傳に列して驛馬も三十六匹を置かしめ、五千坪の地子を免じてゐる。これが定備人馬の第一命で、この時、東海道各驛の傳馬の數も殆んど定まつたものであるらしい。⁽²⁾（^中遣秘書によれば大體の標準は一、東海道百疋百人、一、中仙道五十疋五十人、一、奥州路二十五疋二十五人となつてゐる。）この傳馬なるものは大體公用及諸侯の封祿によつて定賃錢を以て使用するもので、駄馬に對した言葉であり、駄馬とは駄賃を以て相對で契約し使用する馬の事であるとなされてゐる。然しこれらの馬は使用に際し駕量を以て區別して賃錢の差等を決する。即、この契約に際し、乗尻の量を十八貫と定めた。乗尻とは後でいふ乗掛のことで、大體二十貫目の行李をつけて人がこれに乗ると凡そ三十六貫目内外になる。之に蒲團や中敷、小付、跡付の量約三四貫目を見込むと結局四十貫目といふことゝなる。而して中仙道は傳馬の量を三十貫と定めた。儲之等の規定が徳川時代の規定の中で最も明かに見ゆるもので、該時代を通じて度々變改せられてゐるが大體以上の如き標準を出でなかつた。而して民間交通に於ては寧ろ駄馬がその役割を演じてゐたのである。次に駕量の改變を年代順に述べることゝする。

(1) 橋崎敏雄「交通政策概論」上卷 二三七頁

(2) 「日本交通史論」六八頁

4. 駕量の改廢

先づその始め、文祿元年には一夫の擔量を定めて十貫目と爲し一駄の駕量を三

十貫目としたのであつたが、慶長七年には家康が將軍となつて驛傳の樞軸を江戸に移し、驛法を更正し始めて傳馬、駄賃馬の二種に區別し、傳馬の駕量を三十二貫とし、駄賃馬を四十貫目、乗尻馬を十八貫と爲た。尙同年中仙道傳馬の駕量を三十貫目と爲し、駄賃馬は東海道に同じと規定す。其後慶長十六年、駄賃馬の駕量を四十五貫目とし、翌十七年、商貨一駄の駕量を四十貫目と爲す。然るに元和二年、傳馬駄馬の駕量を等しくし、共に四十貫目となし又寶永十七年には將軍上洛の驛法を命じ、驛馬四十貫目乗掛二十貫としたのである。次で正保三年、令を出し、乗物一挺を六人持とし、山乗物四人持長櫃一棹三十貫目となし、旅人其騎馬に附添する物貨五貫目以内は本貫目中に算入させないこととした。翌四年、驛夫の擔量を五貫目とした。萬治三年には、傳馬の駕量を四十貫目乗掛五貫目となし、若し此量を越ゆるものは本駄賃錢を償はしめ、長櫃、乗物、山乗物、等皆一夫の擔量五貫目を以て率となし、之に違ふものは死罪或は繫獄の重罪に處した。天和三年、乗掛の量二十貫目の外其附添物の量四貫目を限り若し五貫目に及ぶ時は其遞傳を禁じ、輕尻に附添する「アブ」附は五貫目を限り其他の附添物三貫目を宥恕せしめたのであつた。寛政二年には行李の重量二十一貫目で人が之に騎らないものは輕尻賃錢を以て遞傳するが、人が之に乗るときは乗掛貫目に當るから乗掛の賃錢を收めしめたのである。又先には行人自辦の「アツ手」「アヲリ」駕籠等は昇夫の定制がなかつたが、今度は其制を定めて昇夫二人と規め、其輕製の引戸駕籠は四人、唯引戸の名のみあつて其實「アヲリ」駕籠に等しいものは昇夫三人となしたのである。寛政十二年には水驛の駄法を令して大井、安倍、興津、酒匂の四川は一駄四人を以て之を渡し、輕尻は二人、釣荷物一挺四人、荷物二荷は一釣に準じて共に鞆臺を以て之を渡さしめた。尙、文政四年には又々駕量の制を更め駄荷四十貫目、輕尻五貫目、人が之に騎るときは蒲團、中敷、小付、等を合して二三貫目の餘量を許し、之に跡付を付するものは乗下に等しいから、本馬賃錢をとり、五貫目以外二十貫目以内の行李を駕し、人が之に騎らないものも亦

輕尻と名づけ、其餘量一二貫目を許した。乗掛は騎者を合して本馬に同じきが故に其行李二十貫目以外に蒲團、中敷、跡付、小付等を併せて二三貫目の餘量を許したのであつた。驛夫は兩掛、挾箱、甲冑櫃等皆其人夫の強弱によつて多少異なるものがあるが、大凡五貫目を以て標準とした。儲、文政五年には徹夜或は宵曉を侵さしむるもの、中相對人馬を以てするものは五割乃至十割の増賃錢を償はしめ、又朱印證文を付したる行李も九貫九百目以内を二人持とし、十貫目以外十四貫九百目以内を三人持とした。尙又甲冑櫃は十貫目兩掛、挾箱は九貫目、雨具籠は七貫目、竹馬は四貫目、提燈籠は三貫目と規定した。翌文政六年には先に乗物六人、山駕籠四人の制があつたが其貫目査檢の方法が區々であつて確なるものなかつたので、旅人は往々疑惑を生じた。依つて其制を定め昇夫六人の乗物を要するものは必ず多くの導從を率ゆるを以て驛夫は唯之を扶くるに過ぎず、然るに各驛遞傳の肩輿を以て乗物に准じ昇夫六人を要するものは理に於て穩當ならず、依つて乗物と稱するとも驛傳に付する肩輿は概して四人持となし、若し其過大なるもの及多分の什器を載せ其量三十貫目の長櫃に適すべき程のものは其旨を以て人馬帳に記入して之を六人持とした。次で同七年、江戸四門諸驛貫目改所に命し、一人持の行李を査檢し、其實量一人半或は一人七分なれば、其増量に適する定賃錢を必要とし、一人と稱して其實二人なるものは其一人の増量に適する相對賃錢を出さしめ、又一人と稱して其實量一人以内なるものも亦其定賃錢を拂はしめたのである。又公用及諸侯飛脚の人馬賃錢を増し、行李の過重なるものは皆之を輕減せしめた。喩へば本馬は其跡付、小付、等を分ち、輕尻は之を分つて二匹とするが如きものである。若し其輕減を肯ぜざる者があつたときは本馬は輕尻と本馬賃錢との差額の二倍を加へ、人夫は定賃錢の十割を償はしめて、以て其害を豫防したのである。かくて、文政十一年には小兒の大凡六歳にして他に携帶品なきものは大人と併駕することを許し、十歳以下の小兒二人は大人一人に準じ、十歳以上は人夫一人を増すこととした。尙弘化元年には各驛輕輿昇夫の制を改め、其量

二十貫目を過ぐるものは四人、三十貫を過ぐるものは六人とした。以上駕量の令二十一回の變遷を見たのであるが、如何に當路者が驛政に對して腐心をしてゐるかは思ひ半に過ぎるであらう。然も其の苦心は結局餘り受入れられず、あまつさへ民間殊に道路に食を求むるもの、無自覺さを極度に展開してゐたことさへあつた。

(1) 「驛遞志稿」 三二頁以下

5. 人馬賃錢

扱て人馬賃錢は如何であつたらうか。吾人はこの點について今暫らく考へて見たい。⁽¹⁾東海道名所記一には、東海道駄賃付として次の如き割合を示してゐる。

東海道駄賃付

江戸日本橋より品川まで二里 本駄賃五十三文一半駄賃三十四文

品川より河崎へ二里半 六十三文一四十二文

河崎より金川へ二里半 六十三文一四十二文

金川よりほどがやへ一里 二十五文一十七文

程谷よりと塚へ二里 五十六文一三十七文

戸塚より藤澤へ二里 四十九文一三十三文

藤澤より平塚へ三里 八十八文一五十七文

ひらつかより大磯へ二十町 十九文一十三文

大磯より小田原へ四里 百五文一六十八文

小田原より箱根へ四里 二百十九文一百三十八文

箱根より三島へ三里二十八町 百九十四文一百二十五文

三島より沼津へ一里半 三十八文一二十五文

沼津より原へ一里半 三十八文一二十五文

原より吉原へ二里半 六十二文一四十四文

吉原よりかんばらへ三里 八十九文一五十四文

かん原より由井へ一里 二十五文一十七文

由井より興津へ二里 七十三文一三十九文

興津より江尻へ一里二町 二十七文一十八文

江尻よりふちうへ二里二十町 六十七文一四十三文

府中よりまりこへ一里半 四十七文一二十九文

まりこより岡邊へ二里 七十文一四十三文

岡べより藤江田へ一里二十六町 四十五文一二十九文

藤枝より島田へ二里 七十文一四十三文

島田よりかなやへ一里 四十五文一二十七文

かなやより西坂へ一里二十四町 五十九文一三十七文

西坂より懸川へ一里二十九町 四十七文一三十文

懸川より袋井へ二里十六町 六十二文一四十四文

袋井よりみつけへ一里半 三十九文一二十五文

みつけより濱松三里七町 百十文一六十五文

濱松より舞坂へ一里十町 六十九文一四十五文

舞坂より舟渡二十三町 百三十文一人は四文一乗掛共に十五文

あらゐより白須賀へ一里十町 三十二文一二十二文

白須賀より二川へ二里六町 五十二文一三十五文

二川より吉田へ一里半四町 六十五文一四十三文

吉田よりごゆへ二里半四町 六十五文一四十三文

ごゆより赤坂へ十六町 十三文一八文

赤坂よりふじ河へ二里九町 五十八文一三十八文

ふじ河より岡崎へ一里七町 四十四文一二十九文

岡崎よりちりふへ三里八町 七十八文一五十文

ちりふより鳴海へ二里半十町 七十文一四十七文
 鳴海よりみやへ一里半 三十一文一二十五文
 みやより桑名へ七里ふなわたり 一駄荷五十七文一のりかへ人共に五十七文
 のり合一人二十四文 六人かご一貫四百二十四文
 五人かご一貫二百二十四文 四人かご一貫文
 三人かご八百文
 又下り駄ちんの事
 のりかけ人共に七十二文 一人のりあひ二十八文
 六人かご一貫五百四十三文 五人かご一貫三百六十四文
 四人かご一貫百六十四文 三人かご九百八十五文
 桑名より四日市迄三里八町 八十三文一五十四文
 四日市より石薬しへ二里半七町 七十文一四十五文
 石薬しより庄野へ二十五町 十九文一十三文
 庄野より龜山へ二里 四十九文一三十三文
 龜山より關へ一里半 三十九文一二十五文
 關より坂の下へ一里半六町 四十八文一三十一文
 坂の下より土山へ二里半 七十九文一四十九文
 土山より水口へ二里半七町 七十文一四十五文
 水口より石邊へ三里半 八十文一五十二文
 石邊より草津へ二里十六町 七十三文一四十八文
 草津より大津へ三里半六町 九十二文一五十二文
 大津より京へ三里 九十三文一六十文
 右江戸より京迄の行程合百二十六里四町、江戸より京迄の駄賃合三貫八百六十四文
 而してかゝる賃錢の規定に對しては、素より何等かの制限（又は取締）が附せ

られるべき筈である。今、萬治元年十一月、奉行の發した定について見るに、
 (一) 品川より江戸迄駄賃錢一駄に付四十二文の規定であるとき、若し、荷物なくして乗らしめば貳拾七文。
 (二) 品川より川崎へは五拾文の定のとき、荷物なしに乗らば、三拾三文とし、歸馬の駄賃も同様だとしてゐる。
 (三) 但し夜通し急いで通行するときは荷物なしに乗るとも夜の分は一駄荷の積りに、駄賃錢をとつてよいと定めてゐる。
 尙、公裁日記の「御用之外諸向より夜通繼人馬賃錢請取方出口四ヶ所え申渡候請證文」には、晝並に夜之早追繼は左の割合を以て賃錢請取るべき旨を仰せ渡されてゐる。

御定賃錢

本馬壹疋貳百文、輕尻壹疋百四拾八文、人足壹人百文に候得ば、平定之夜繼は

本馬壹疋 三百文 輕尻壹疋（本馬之賃錢に成）貳百文

人足壹人（二人前）二百文

但夜五ツ時より曉七ツ時迄

晝之早繼は

本馬と輕尻之違丈貳ツ分増

本馬壹疋 三百文 輕尻壹疋（本馬之賃錢に成）貳百文

人足壹人（一人七分五厘前）百七拾貳文

但曉七ツ時より夜五ツ時迄

夜之早追繼は

本馬壹疋 四百文 輕尻壹疋 三百文

人足壹人（二人半前）貳百四拾八文

但夜五ツ時より曉七ツ時迄

尙この御受證文には次の如き誓詞が出されてゐる。右之通相心得餘計に賃錢請

取候儀は勿論、人馬遲滞不_レ致、御差支之儀等無_レ之様精々心付取計、尤前書之割合を以、賃錢御拂方未御心得無_レ之御飛脚には、無禮之儀等無_レ之様、宿役人共より申立候賃錢可_二請取_一旨被_二仰渡_一、一同承知奉_レ畏候、且先宿々江は私共より可_二申通_一段被_二仰渡_一是又承知奉_レ畏候、仍御受證文差上申處如_レ件

文政七申年十一月

出口四ヶ所宿役人總代

(1) 「古事類苑」 政治部四 一三〇六頁以下參照

6. 宿驛扶助

然らば宿驛は以上の如き収入を以て將して獨立的に會計を營み得たかといふに決してさうではなかつた。實際に於ては可成りの補助をうけて居たもので、(一)御傳馬宿給米(二)拜借金(三)免地子等はその扶助として現はれたものである⁽¹⁾。

1. 給米 享保六丑年申上の五街道問屋並繼飛脚給米被_レ下方には、

- 一、東海道一宿問屋給米七石程宛寛文年中より年々被_レ下_レ之、同次飛脚給米、一宿江拾五六石より七八拾石迄、寛永年中より年々被_レ下_レ之、
- 一、美濃路宿々は問屋給米無_レ之次飛脚米計被_レ下_レ之
- 一、中仙道、日光道中、甲州道中、奥州道中宿々は、問屋給米、次飛脚給米共不_レ被_レ下_レ

但右之内日光鉢石町問屋計、正徳五未年より給米七石づゝ被_レ下_レ之、

- 一、佐屋路四ヶ宿江は問屋給米、次飛脚給米共、正徳五未年より被_レ下_レ之。

尙、地子免許並人馬御定之儀に付、東海道四日市に有_レ之候證文寫に、(寛永十四年三月廿七日)

- 一、米貳拾四石八斗六升八合、京升、是は御傳馬人足並次飛脚御用のために、四日市傳馬中江、當酉之年より毎年被_レ下_レ候間右町々年寄手形を取被_二相渡_一重而可_レ有_二勘定_一候、以上とあり、

同年より東海道五十三驛に傳馬人夫及繼飛脚等給米として、毎年米千七百六十

四石八斗九升五合を賜ふこととなつてゐる。

五驛便覽には、宿々被_レ下_レ米並御扶持米之事として、

一米三百俵	(東海道相州)	小田原宿
一同	(同豆州)	三島宿
一米百五十俵	(中仙道上州)	坂本宿
一同	(同信州)	輕井澤宿

をあげ、右宿々之儀、難所を繼送、馬繼も遠く、人馬共相疲れ人用等も多分、難儀に及ぶ旨上聞し、御救米として被_レ下_レといふ旨は正徳二辰年十月、秋元但馬守殿^{○老}の御書付を以仰渡されたのである。尙、箱根宿は米三百俵で、日坂宿は米百九拾八石、袋井宿は米貳百拾七石、米百貳拾五石餘は、東海道の小田原宿、米貳拾五石餘は、東海道の三島宿となつてゐる。

2. 拜借錢 給米は以上の如くであるが、これのみでは尙扶助として不充分なる處より、更に傳馬宿拜借錢をも許可してゐる。即ち次の如くである。

傳馬宿拜借錢覺

東海道

品川^{○中} 枚數

合六拾六ヶ所

内五拾五ヶ所、壹ヶ所千貫文宛、由比町三千貫文

橋本守口貳ヶ所四百貫文宛舟越六ヶ所同斷、川越貳ヶ所百貫文宛

右錢高合六萬千四百貫文、東海道分^{○中}

右是者今度所々道中江拜借就_レ被_二仰付_一候上相渡申候、但返納之儀は、金壹兩に付四貫文替之積金子を以來巳年より寅年迄、拾ヶ年之内、一ヶ年金貳千九百拾七兩、貳分宛、毎年上納仕替被_二仰付_一候、拜借證文は御金奉行衆江相渡申替御座候

江戸傳馬町江渡分

一錢壹萬貫分

大傳馬町

一 錢壹萬貫文 南傳馬町

一 錢五千貫文 小傳馬町

合貳萬五千貫文

此金六千二百五拾兩但一兩四貫文替

右是者今度傳馬町三ヶ所江拜借就_テ被_ニ仰付_一候上、但返納之儀者來卯ノ年より金六百廿五兩宛、毎年御金奉行衆江上納仕替被_ニ仰付_一候

右貳口錢渡

合拾四萬千七百貫文

此金三萬五千四百貳拾五兩、右同直段

延寶二年寅五月 岡上次郎兵衛

御勘定所

以上の外にも種々拜借の事を許可してゐるが中に、

一、困窮之宿々度々及_ニ類焼_一候節は御料私領共家作拜借伺之上申付候事(享保六年)

といつて困窮宿の類焼に對して拜借を許してゐるが、また中には元來、東海道宿が多く百疋百人を準備すべきをそれが困窮の結果出来なくてその不足を濫りに助郷に加役せしむるといふ風があるのを遺憾となし、扶助金の貸付方を起發してゐる事が見えてゐる。(享保十年)

3. 免地子 地子を免ずるといふ事は宿驛に對する特典に外ならないが、特に宿驛の過多の負擔を軽減するを目的とした場合もある。

五海道地子免許之事⁽²⁾

東海道

一 地子壹萬五千坪 品川宿

一 同壹萬坪 川崎宿^{○中略}

一 地子免許無_レ之、地子代米貳拾石宛年々被_レ下 熱田宿^{○中略}

一 地子壹萬坪 枚方宿

一 同貳町八反壹畝廿三步 同宿繼飛脚改

一 同五千坪 守口宿

朱書東海道品川宿より守口宿迄五拾七ヶ宿

地子八拾三萬三千四百八拾三坪二合貳勺 五拾五ヶ宿

同免許無_レ之宿貳ヶ宿

同壹ヶ宿地子代米貳拾石宛年々被_レ下候

同貳町八反壹畝廿三步枚方宿繼飛脚改

上記中、地子は東海道品川宿より守口宿まで五十七ヶ宿の中、五十五ヶ宿は地子を免ぜられ、残りの二宿のみが許されてゐないが、熱田宿の如き、その地子を免ぜられざる宿でありながら、地子代米貳拾石宛年々下し置かれてゐたのである。これらは負擔軽減の一例としてあげる事が出来よう。

(1) 「古事類苑」政治部四 一二五二頁以下

(2) 同 一二五八頁以下

第四節 結 語

以上、私は徳川時代の道路交通政策中、最も多くの努力を拂はれた驛傳方面につき稍々詳細に敘述した。元來、幕府の道路交通政策なるものが、多分に封建的色彩を帯びたものであり、それ以外に出づるを得ざる状態であつたから、積極的に道路の改修、橋梁の修築等をば行はないで寧ろ消極的にこれを守ることを以て主旨とした。故に驛傳官たる道中奉行を設置しつつも、立派なる仕事が出来なかつたのである。即ち道路改革の積極的方面を斷念して、専ら消極的方面の人的要素を多く加味したる點はこれである。故を以て道中奉行の會心の事業は何といつても驛傳方面により多くあつたに違ひない。即ち前節に述べたる處は其の核心部

に當つて居るのである。この見地よりして、私は道路と餘り關係のないと一見思はるる煩はしい驛傳の事を詳説したのであつた。尙この驛傳方面に於ては旅宿や遞送の事實に就いても亦述べるべきが至當であつたかも知れないが、私は前述せしが如き理由から、この方面の中心點に觸るゝといふ程度に止めたのである。

成程、幕府の驛傳政策は歴史上よりも亦重要なものであつたとはいへこゝに計らずも破滅の原因を招致することゝなつた。これ貞享元祿の頃武士の往來を使用すること益々増加するにつれて、宿驛常備の人馬の不足を來し、従つて助郷、加助郷を行ひ、且つこれを濫用し結局、問屋場の不正も一部の因となり、遂に農村の疲弊を引起し更に重大なる社會問題をも惹起するに至つたのである⁽¹⁾。これこそ幕府の政策の行詰りを示したものに外ならない。明治政府は先づ助郷の制を改革するため、舊制を廢し、公領及び搦紳領の別なく悉く助郷中に編入して諸道助郷の課役を平均したが、明治三年に至り新に驛法を定め、同四年、陸運會社を設立し、汽車汽船の便をも設け、郵便、電信の業も併せ行ひ、全く交通史界に新生命を開くに至つたのである。

(1) 「驛遞志稿」 四三頁以下

(2) 「日本制度通」 六二丁以下